

# ロシア史研ニューズレター

ОБЩЕСТВО ИССЛЕДОВАТЕЛЕЙ ИСТОРИИ РОССИИ

No.99

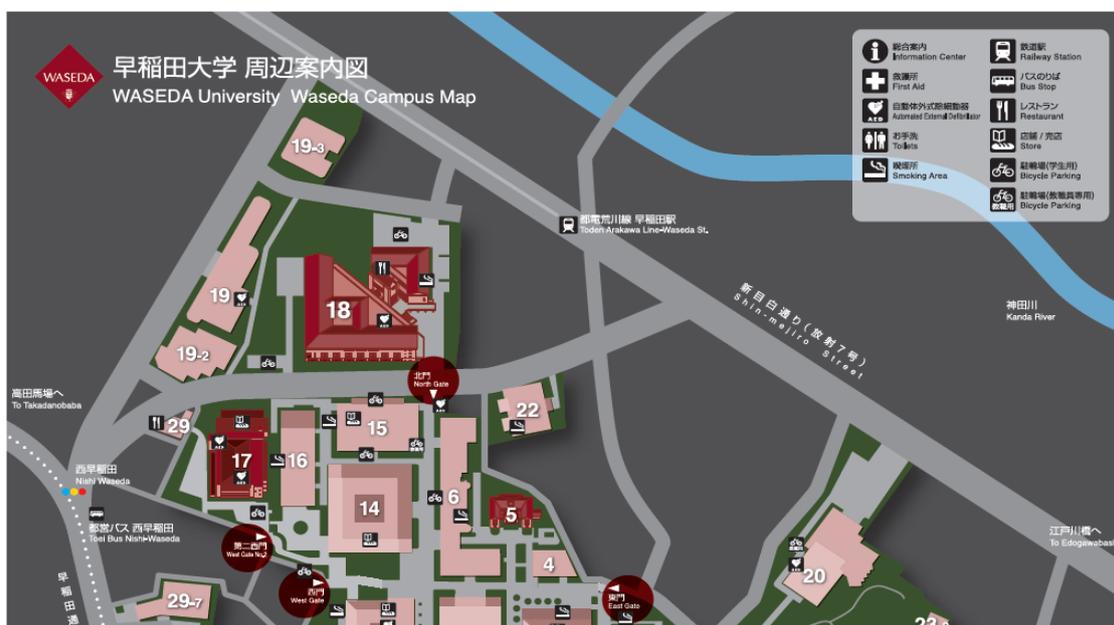
## ロシア史研究会 2015年度大会特集号

10月10日（土）、11日（日）

早稲田大学早稲田キャンパス（東京都新宿区）

すでにお知らせしたように、ロシア史研究会 2015 年度の大会は、10 月 10 日（土）、11 日（日）の両日に早稲田大学で開催されます。今年は ICCEES の幕張世界大会などもあって、例年の大会よりやや縮小版ですが、委員選挙の年にあたっていますので、多くの会員の皆様の積極的な参加をお待ちしています。

なお、大会にかんする事務的な事項でのお問い合わせは、ロシア史研究会事務局（[tulbi5386\(at\)gmail.com](mailto:tulbi5386(at)gmail.com) ※(at)は@）宛にお送りください。



一日目の会場 中央図書館は地図の18番建物

二日目の会場 14号館は地図の14番建物

いずれも東京メトロ西早稲田駅あるいは都電荒川線早稲田駅より徒歩、早稲田キャンパス北門近く

## 大会プログラム

**10月10日（土）** （国際会議場第一、第二会議室（中央図書館内3階））

	A会場（第一会議室）	B会場（第二会議室）
13:30-14:25	自由論題：吉田浩（岡山大学） 「ロシア農奴解放はいつ始まったのか？」 コメンテータ：青島陽子（神戸大学） 司会：伊賀上菜穂（中央大学）	
14:35-15:30	自由論題：小野寺利行（明治大学・非）「中世ノヴゴロドのドイツ人商人団体」 コメンテータ：浅野明（山形大学） 司会：豊川浩一（明治大学）	自由論題：中谷昌弘（新潟大学・非）「帝政ロシアのユダヤ移民とポグロム」（仮） コメンテータ：高尾千津子（東京医科歯科大学） 司会：中嶋毅（首都大学東京）
15:40-16:35	自由論題：宮野裕（岐阜聖徳学園大学）「14世紀後半～15世紀初頭のモスクワ大公権力と教会権力－聖俗管轄権の問題を中心に」 コメンテータ：浅野明（山形大学） 司会：豊川浩一（明治大学）	自由論題：日臺健雄（埼玉学園大学）「コルホーズ市場における取引内容と住民生活：1930年代後期ソ連スヴェルドロフスク州の事例を中心に」 コメンテータ：野部公一（専修大学） 司会：松戸清裕（北海学園大学）
17:00-	総会（於 第二会議室） （委員選挙も行われます。）	
18:30-	懇親会（於 高田校舎）	

**10月11日（日）** （14号館102教室（1階））

09:30-13:00	共通論題：「第一次世界大戦とロシア（Ⅱ）－戦争・帝国・民族」 鈴木健夫（早稲田大学名誉教授）「第一次世界大戦とロシア・ドイツ人－忠誠・従軍・捕虜・土地収用・強制移住－」 宇山智彦（北海道大学）「1916年反乱は革命の前触れだったのか：大戦期中央アジア社会の活発化と断裂」 長縄宣博（北海道大学）「宗教行政と公共圏：ヴォルガ・ウラル地域のムスリムの銃後」 コメンテータ：鶴見太郎（埼玉大学） 司会：土屋好古（日本大学）
-------------	---

## 報告要旨

【1日目 10月10日(土)】

(国際会議場第一、第二会議室(中央図書館内3階))

自由論題(1)(13:30-14:25)

### ●「ロシア農奴解放はいつ始まったのか？」

吉田浩(岡山大学)

「ロシア農奴解放はいつ始まったのか？」いうまでもなく、ロシア農奴解放令は1861年2月19日(露曆)に出された。したがって、これが一応の答となる。しかし、本報告の目的は教科書の意味での解答を論じることではもちろんない。また、起源そのものを明らかにすることでもない。「始点」を考えることで農奴解放への「視点」を鍛え直すことにある。農奴解放令に結実した法案の源はどこまでさかのぼれるであろうか。これが本報告の直接の課題であり、農奴解放準備過程の画期とされるいくつかのメルクマーについて検討する。

英語圏での農奴解放の教科書(2001年)を書いたD.ムーンは、解放の起点を1762年としている。これは教会財産の世俗化の一環として聖界所領農民を「経済庁」所属に移し、実態として国有地農民に近づける法令がだされたことを受けている(ΠC3.I. No.11481)。最広義の農奴解放はこの年に始まったと言ってよいだろう。その後、1803年の自由耕作民法(ΠC3.I. No.20620)や1842年の義務的農民法(ΠC3.II. No.15462)により、一定の条件のもとで領主は農奴を土地付きで解放することが認められた。また、1816-19年にはバルト諸県で土地無しの農奴解放がおこなわれた。これらは1861年の解放令に直接つながるものではないが、広義の農奴解放としてとらえることができる。

比較的近年に出版された農奴解放を扱った専門研究では、フリストフォロフが「農奴制廃止の準備は1856年にはじまった」と書いている(2011年)。彼は農奴解放令作成過程について最も詳細な分析をおこなったザハーロヴァの著書(1984年、改訂版は2011年)のコンセプトを受け継いでおり、アレクサンドル2世がモスクワの郡貴族団長たちを前でおこなった「下からおこるより上からおこなった方がよい」という演説(1856年3月)を農奴解放の起点としている。この考えはアレクサンドル2世のイニシアティヴを強調する立場であるが、彼らの師であるサイオンチコフスキーは「1856年には改革の準備にかかわることは何もなされなかった」と書いており、多少の議論が必要である。

農奴解放令の草案を審議することになる「農民問題総委員会」は「秘密委員会」として1857年1月に設置された。同年11月には「農奴解放の公的な第一歩」(スクレピツキー)とされるナズィモフ宛勅書が出された。そして農奴解放令を事実上起草した『法典編纂委員会』は1859年2月に設置された。この間に政府のプログラムは中央や地方の様々な意見を取り入れ、いくつかの段階を経て質的な変化をとげ、農奴解放令に結実する。その過程を追うことにより、問いに答えたい。

自由論題（2）（14：35－15：30）

●「中世ノヴゴロドのドイツ人商人団体」

小野寺利行（明治大学・非）

本報告の目的は、中世ノヴゴロドに存在したハンザ商館のドイツ人商人団体がどのように変容したのかを検討し、その変容過程から商館社会の変化を捉えることにある。

ハンザの在外交易拠点である商館だが、その本質は外地に滞在するハンザ商人で構成される商人団体である。ノヴゴロド市内に地所と施設を有するノヴゴロドの商館も例外ではなく、十二世紀末から十五世紀末にいたる商館の歴史を通じて、ドイツ人商人団体が公称として用いられていた。

ノヴゴロドの商館の商人団体は、滞在時期で冬季渡航者団・夏季渡航者団の二つに分かれ、季節ごとに商人団体が交替していた。さらに、季節ごとの渡航者団は商館往復時に使用するルートによって水路渡航者団・陸路渡航者団にそれぞれ分けられていて、商館滞在時には単一の商人団体を形成した。

これら四つの渡航者団には役割にいくつか違いがあった。商館長の選出や司祭の任命・扶養は季節ごとに水路渡航者団が行なっていた。また、商人が商館滞在中に利用する住居に関しては、季節を問わず水路渡航者団に優先権があり、家賃は渡航者団ごとに設定されていた。さらに、商人が商館に持ち込む商品に課される税についても、渡航者団ごとに税率が異なっていた。

しかし、これらの渡航者団は十四世紀になると史料から姿を消していることから、商人団体に一元化されたとみられる。そのような変化を反映して、住居の優先権や家賃、商品の税率に関して従来のような滞在時期や往復路による違いもなくなった。

その一方で、商人団体の役割は縮小する。商館長の選出や司祭の任命はリュューベック・ヴィスビュー出身の商人が一年ごとに交互に行なうようになる。司祭の扶養は商人団体全体ではなく一部の商人たちに委ねられ、司祭への報酬が商館の金庫から支出されるようになっていた。

以上のことから、ノヴゴロドの商館内部の変化を読み取ることができる。十三世紀までは渡航者団体の区別はあるものの、商人団体的な性格が見て取れる。しかし、十四世紀以降は商人団体の役割の低下から、商人団体的な面が弱まっていったと考えられる。

自由論題（3）（14：35－15：30）

●「帝政ロシアのユダヤ移民とポグロム」（仮）

中谷昌弘（新潟大学・非）

19世紀末から20世紀初頭にかけて多くのユダヤ人がロシア帝国からアメリカ合衆国に移民した。その数は200万人以上にのぼるともいわれている。その後1世紀の時が経過しようとしているなかで、これらロシア・ユダヤ移民に関しては、アメリカを中心にイスラエルや（帝政期および近年の）ロシアでも様々な議論がなされてきた。なかでも注目されるのが移民の動機（要因）である。

移民の動機（要因）は（プッシュ要因、プル要因など）様々考えられるが、ロシア・ユダヤ移民に関しては、一般的にはポグロムに代表される迫害やロシア帝国政府による排除・差別政策など「政治的（宗教的）要因」が主因としてあげられることが多い。例

えば N・グリーンは、反ユダヤ法の制定やポグロムによって多くのユダヤ人がロシアを脱出したとしており、彼らを「宗教的・政治的迫害の犠牲者」であったとしている<sup>1)</sup>。このとき「経済的要因」（経済的貧困からの脱却など）は、あまり重視されない。

これに対して近年の研究では、上記の「経済的要因」がより重視される傾向にある。例えば G・アルロイは、ロシア・ユダヤ移民の多くが（特に 1881 年において）ポグロムが発生していないベラルーシ・リトアニア地域の出身であった点や、当時の移民情報局に投函された手紙の分析（手紙の多くには「経済的困難」や「生活水準を向上したい」という願望）が動機として記されている一方で「迫害やユダヤ人に対する攻撃」に関する記述はほとんどみられなかった）などから、「ポグロムや 1905 年革命、政府による迫害は、[1870 年代には] 既に始まっていた [移民] プロセスを完全なものにする触媒にすぎなかった」と結論付けている<sup>2)</sup>。彼ら「経済的要因」を重視する研究者は、上記の「政治的（宗教的）要因」をあまり重視しない。

本報告では、これらの議論を踏まえつつ、ロシア・ユダヤ人が移民するうえでポグロム（1881 年および 1903～06 年、特に 1905 年）がどの程度影響を及ぼしたのかを改めて検証したい。その際本報告では、ロシア・ユダヤ移民をロシア帝国という単一地域からの移民としてとらえるのではなく、いくつかの地域に分類し、より詳細に分析する。

1) N・グリーン（明石紀雄監修）『多民族の国アメリカー移民たちの歴史』創元社、1997 年、29-30, 66 頁。

2) G. Alroey “Patterns of Jewish Emigration from the Russian Empire from the 1870s to 1914”, *Jews in Russia and Eastern Europe*, 2(57), 2006, p.45.

#### 自由論題（4）（15：40－16：35）

### ●「14 世紀後半～15 世紀初頭のモスクワ大公権力と教会権力－聖俗管轄権の問題を中心に」

宮野裕（岐阜聖徳学園大学）

中世ロシアにおける世俗権力と教会権力との関係については様々な側面から論じられているが、とりわけ法的管轄権を問題にすると、教会の管轄権はイヴァン三世の治世以降にある程度の制限が加えられたことは研究者の共通見解として一応成り立っているとしても、他方でそれ以前の時期については、ごく大雑把に言えば、二つの見解が存在する。第一に、12-13 世紀に一定の管轄権の拡大を達成した教会は、14-15 世紀頃から世俗権力により徐々にであるが管轄権を削られていくとするものである。他方で、14-15 世紀にも世俗権力からの教会の自立性を（論者によりレベルは様々であるが）強調する見方がある。

管轄権の問題は、もちろん、個々の時期や場面において検討されねばならないものであるが、本報告では、上述の議論の一つを構成する府主教キプリアン（在位 1375...1390-1406 年）の時代、特にモスクワ府主教としての地位を確固としたものにした 1390 年以降について考えてみたい。彼はブルガリア出身で、1375 年に一旦キエフやリトアニア（非モスクワ）の府主教に任じられ、その後モスクワの府主教となるものの、大公ドミトリー・ドンスコイとはなかなか良好な関係を築くことができず、大公の死（1389 年）の後にやっと、モスクワで教会の首長になり、府主教として本格的に活動を始めることができた人物である。

この彼の府主教の時代についても、上述の議論と平行した議論が進められてきた。す

なわち教会は管轄権を制限されていったとする見方(革命前のマカーリーや A.C.パヴロフら)と、キプリアンの時代は教会が管轄権を回復させたとする見方(ソ連期の Л.В.チェレプニンや H.C.ボリソフ、最近では B.H.フロリャも)が生じている。もちろん折衷的に考える研究者も存在する(革命前のゴルビンスキーら)。ただ、報告者の考えるところ、これらの多くは、結論ありきの議論であったり、また史料的に都合の良い部分に注目して議論を進めている等、比較的多くの問題を抱えているように思われる(例えば、1392年[論者によっては1404年と見なす]の大公ヴァシーリー1世と府主教キプリアンとの協約文書の解釈)。本報告ではこれらの議論を再検討しながら、少なくとも法的な管轄権について、この時期をどのように評価すべきかを考えたい。

#### 自由論題(5)(15:40-16:35)

### ●「コルホーズ市場における取引内容と住民生活：1930年代後期ソ連スヴェルドロフスク州の事例を中心に」

日臺健雄(埼玉学園大学)

本報告では、農業集団化がなされた後のソヴェト経済においてネップ期の「私的商業」を代替し、いわば「計画経済に埋め込まれた市場」として存在したコルホーズ市場について、その取引内容や価格変動メカニズムを中心に検討する。検討の対象となる時期は主に1930年代後期であり、地域的には首都モスクワ市およびスヴェルドロフスク州の動向を中心に取り上げる。

コルホーズ市場成立の前史を概観しておく、29年にパンなど大部分の食糧が配給の対象となった。31年にかけて配給物資の不足が目立つようになる一方で、31年から32年にかけて国家が所有する財を国営商業の制度において高値で販売する「配給外販売」が増加した。32年1月の第17回党協議会では、「物資の配給制を廃止すること、および中央集権的分配システムを廃止したソヴェト商業で置換えること」が決議され、4月までにパン、穀物、肉、ニシン、砂糖、牛脂を除いて食糧の配給制が中止された。

配給制が多く財について中止された後、32年5月にコルホーズ市場を合法化する一連の決定がなされた。一方、私営商店や私的商人の活動は禁止された。これにより、生産者ではない私人による取引、いわば「ネップ」的な自由取引が公的に禁じられた。32年の収穫ではコルホーズ、コルホーズ員、個人農に「市場で形成された価格」で取引する権利が認められた。この措置により、(半)非合法の形で横行していた取引が合法化される一方、ソヴェト権力が「投機」「クラーク的」とみなせば取引は非合法化される状況にあり、コルホーズ商業は合法と非合法のはざまにあった。

コルホーズ市場での取引内容を品目、価格などの指標を中心にみていくと、(たとえば1938年のコルホーズ市場における野菜類の価格変動では)コルホーズ市場内部での供給量が価格の関数として作用した。モスクワ市の取引事例では、コルホーズ市場での価格の変動において、国営商業での供給量が関数として作用し、コルホーズ市場での価格が国営商業における価格より下回るケースも存在した。また、国営商業におけるパンの供給の増加にともない、パン以外の品目の市場での価格が下落しており、主食であるパンの供給量がコルホーズ市場での価格変動の主要な要因となっていた。

一方、価格制限に違反する取引も存在した。35年にスヴェルドロフスク州において検知された違反のうち、「直接的な価格面の違反」は都市部において300件、都市部での違反総数に占める比率は6.1%であり、農村部での「直接的な価格面の違反」は113件、農村部での違反総数に占める比率は7.7%であった。その結果、36年には「投機と

の闘争」の強化が図られ、コルホーズ市場での取引が沈滞した。

また、コルホーズ市場には通常の市場以外に定期市も存在したが、定期市の準備過程において様々な問題が存在しており、定期市の開催日以外の通常のコルホーズ市場での取引の方が定期市における取引よりも活発であった事例も存在した。住民にとっては、(通常の)コルホーズ市場は、日常生活を営む上で食糧の供給源の一つとして一定の機能を果たしていた。



(一日目の会場となる国際会議場 中央図書館内)

【2日目 10月11日(日)】

(14号館102教室(1階))

共通論題「第一次世界大戦とロシア(Ⅱ) 一戦争・帝国・民族」(9:30-13:00)

- 「第一次世界大戦とロシア・ドイツ人：忠誠・従軍・捕虜・土地収用・強制移住」

鈴木健夫(早稲田大学名誉教授)

第一次世界大戦は、ロシアに住むドイツ人にとっては祖国ドイツとの戦いであり、他方、ロシア人にとっては、「外なる敵」ドイツとの戦いであるだけでなく、国内ドイツ人という「内なる敵」との闘いでもあった。そうしたなかで、ロシアに住むドイツ人は、当然のことながら非常に難しい状況におかれた。

当時、ロシアに住むドイツ人(1897年の国勢調査によれば180万人弱)といえ、

すでにモスクワ公国時代に移住していた人たち（商人、医師、学者等々）やピョートル改革以降に各分野（国家勤務、商工業、文化等々）の発展に寄与した人たち（併合されたバルト地方のドイツ人も含む）の末裔の他に、18世紀末以降に政府の政策に応じてヴォルガ地方、南ロシア、カフカース地方に入植していた人たちがいた。通常、ロシア・ドイツ人といえばこの最後の範疇のドイツ人を指し、それは本報告の主要な対象でもある。

1914年7月に戦争が勃発して、まずはロシアのドイツ人はロシアへの忠誠の表明と資金的・物質的貢献を余儀なくされた。それは同時にロシアにおこる愛国主義・反ドイツ主義（思想的喧伝とドイツ語禁止・商店襲撃といった行動）の高揚を背景としていた。そして戦場においては、ドイツ人は将校・兵士として、ロシア軍の一員として同じドイツ語を話す祖国ドイツやオーストリア・ハンガリーの軍隊と戦った。ロシア軍内においては将校にはその戦略に、兵士（ロシア語が十分でない）にはその人間に、周囲のロシア人将校・兵士からさまざまな嫌疑がかけられた。ロシア人兵士とともにドイツやオーストリア・ハンガリーの戦争捕虜となったドイツ人兵士も多数いた。こうした前線での問題と同時に、ロシア人にとっては銃後の「内なる敵」ドイツ人にも、反ドイツ主義の大きな波が襲いかかった。ドイツおよびオーストリア・ハンガリーとの国境付近の、さらにはその奥に住むドイツ人には、ポーランド人やユダヤ人などとともに、東への強制移住の指令が発せられ、そして同時に、彼らドイツ人の土地収用の法令が発せられた。それはロシア帝国政府にとっては二月革命までの戦時の大事業であったが、その一応の結末は戦争が終わるまで待たなければならず、しかもそれは十月革命、内戦、飢饉という激動のなかでのドイツ人の運命と一体となっていた。

以上のような諸問題については、当時の関連史料・資料の他に、その後の、とりわけソ連崩壊後現在にいたるまでドイツ人、ロシア人およびその他の国の研究者による研究文献がある。本報告は、そうした文献を紹介しつつそれぞれの問題にできるだけ立ち入って検討してみたいが、まずは第一次世界大戦によってロシアのドイツ人に何がおこったかの具体相を紹介する。

## ●「1916年反乱は革命の前触れだったのか：大戦期中央アジア社会の活発化と断裂」

宇山智彦（北海道大学）

多くの研究者は、中央アジアで起きた1916年反乱を、ロシア帝国の植民地政策・移民政策に抵抗する民族解放闘争と性格づけ、帝政崩壊の前兆あるいは大衆運動の先駆けという意味で、翌年の革命の前触れと呼んできた。このような見方は真実を含んでいるとしても、いくつかの重要な疑問に十分答えられていない。まず、労役徴用の勅令がシベリアやカフカースの少数民族をも対象にしていたにもかかわらず、反乱が中央アジアにほぼ限られたのはなぜなのか。ロシア人行政官よりも現地民行政官が多く襲われたのはなぜか。そもそも、さまざまな地域で多様な形をとった反乱に、共通の目標はあったのか。また、中央アジアの知識人たちが反乱に反対したことは、民衆への裏切りないし民衆との乖離の現れと解釈されることが多いが、翌年からの革命期にはまさに知識人が民族運動を指導し、選挙でも支持を集めたことをどう説明するのか。

これらの疑問に答えるために、報告ではまず、ロシア帝国の他地域と比べて中央アジアの統治体制が持っていた特徴を整理したうえで、革命を終着点とする目的論的な歴史観から離れて、1916年反乱を第一次世界大戦期の中央アジア社会の変化という文脈に置き直していく。中央アジアでは他の地域と同じく戦争協力体制が構築され、特に知識

人は、兵士とその家族や前線の住民のための慈善活動を、自らの文化活動と結びつけながら展開した。中央アジア・ムスリムの兵役の可能性も議論された。他方、食糧不足や鉱工業増産の圧力を背景に、ロシア系の住民・労働者・兵士を中心として、暴動やストも相次ぎ、さまざまな社会層・集団が別個に利益を主張した。1916年反乱の一部が、労役を兵役と取り違えた流言やロシア系住民の挑発に反応して起きたこと、トルコ人が助けに来てくれるといった外国に関係する噂もあったことは、戦時中の情報の流れと人々の行動の無秩序な活発化を反映している。反乱は、ハンやベクの擁立、聖戦の呼びかけといった興味深い現象を伴ったものの、大規模な組織化はごく一部の地域に限られた。他方知識人は、徴用方法の改善などを行政当局と交渉し、労役者や難民の支援に取り組むことを通して、政治経験を積んだ。反乱は、翌年の政治の季節に知識人が現地民社会内で主導権を握るのを何ら妨げなかった。しかしロシア系住民とムスリム民衆の溝の深まりは、中央アジアにおける革命の性格に深刻な影響を与えた。

### ●「宗教行政と公共圏：ヴォルガ・ウラル地域のムスリムの銃後」

長縄宣博（北海道大学）

ヨーロッパ部ロシアに住むタタール人とバシキール人は、帝国の他のムスリムと異なり、1874年に施行された国民皆兵制の対象だった。そのことは、彼らの銃後での体験を独特なものにした。また第一次世界大戦時には、それまでにヴォルガ・ウラル地域のムスリム社会が国家との交渉で重ねてきた緊張が集約的に現れた。このような観点から本報告は、ロシア帝国の多宗派公認体制（Paul Werth, Robert Crews）が総力戦の中でどのような軋みを経験したのかという大きな問いに一つの見方を提示するものとなる。その際まず、金曜モスクを中心とする共同体と戦場をつなぐ論点として、1912年に実現したムスリム聖職者の徴兵免除が徴兵忌避に道を開いたこと、また聖職者が担っていた結婚、離婚、遺産相続などの戸籍業務に生じた混乱に着目する。

戦争の長期化とともに、戦時協力の見返りを求めるムスリム臣民の期待に政府が応えられないことが明らかになってくると、ムスリムの国家への忠誠を確保してきた機構そのものの権威が揺らぎ始める。1915年6月にその機構の長（ムフティ）が死去し、内務省が拙速に後継者を任命した時、地域のムスリム指導者は、激しく抗議するグループと政府を支持するグループに分裂した。第一次大戦期に政府は、ドイツ人、ユダヤ人、ムスリムなどを敵性集団として厳しい監視下に置き、そうした排除の上に国民統合を図った（Eric Lohr）。しかし他方で、とりわけ1915年半ば以降、西部諸県からポーランド人、ユダヤ人、ラトヴィア人などの難民が内地に達すると、政治運動の温床になることを警戒しながらも政府は、自身の負担を軽減すべく、民族ごとの救援組織を容認せざるをえなくなった（Peter Gatrell）。ヴォルガ・ウラル地域のムスリム指導者もこうした機会を利用して慈善活動を推進した。そしてそこには少なからぬ女性も参加した。本報告の結論では、これらの活動が1917年以降、どのような形で展開したのかについても考察する。

史料としては、正教会以外の宗教行政を統括した内務省外国信仰宗務局の文書（RGIA, f. 821）に加え、オレンブルグのタタール語紙『ワクト（時）』の記事を中心に分析する。カザフ草原と接する町から出ていたこの新聞からは、本報告で取り上げる論点がカザフ人の徴兵問題や1916年反乱へのタタール知識人の態度とも関連していたことが読み取れる。

## 【ロシア史研究会委員会より】

### ＜ロシア史研究会大会に関して＞

今号には返信用のはがきを同封しています。大会当日に配布する報告者のレジュメと懇親会の準備のために、出席者の概数を把握する必要がありますので、出欠のご予定を10月8日（木）必着でお知らせください。欠席される方については、総会での委任の意思確認を兼ねています。

大会プログラムならびにその他の大会に関する情報は、ロシア史研究会のホームページ（[http://www.gakkai.ac/russian\\_history/](http://www.gakkai.ac/russian_history/)）に掲載しています。共通論題・自由論題の報告者のフルペーパーをこのホームページからダウンロードできます。上記ホームページにおいて、大会に関する新着の情報、プログラム等の修正・訂正、報告ペーパーの更新を随時行いますので、適宜ご参照ください。

なお、今年も、両日ともに事務局では弁当などの昼食の手配を行いません。各自でご用意くださいますよう、お願いいたします。

## 【ロシア史研究会 月例会】

### ＜例会のお知らせ＞

今回の例会は11月7日（土）に開催される予定です。

日時：11月7日（土）15時から

場所：青山学院女子短期大学 本館3階第1会議室B

書評会 油本真理『現代ロシアの政治変容と地方：「与党の不在」から圧倒的一党優位へ』東京大学出版会、2015年。

評者：上野俊彦（上智大学）、武田善憲（外務省）

-----  
ロシア史研ニューズレター  
第99号 2015年9月18日発行  
編集・発行 ロシア史研究会委員会  
（金山浩司、立石洋子）

〒169-8050  
東京都新宿区西早稲田1-6-1  
早稲田大学 教育・総合科学学術院  
小森宏美研究室気付  
-----